

横浜市立桜丘高等学校 P T A 規約

(名 称)

第 1 条

1. 本会は横浜市立桜丘高等学校 P T A と称し、事務所を横浜市立桜丘高等学校内に置く。

(目 的)

第 2 条

1. 本会は保護者と教職員との協力のもとに家庭と学校との連絡を緊密にし、生徒の福祉を増進し、教育の進展を目的とする。

(会 員)

第 3 条

1. 本会の会員は本校に在籍する生徒の保護者と本校教職員とをもって組織する。

(役 員)

第 4 条

1. 本会は下記の役員等を置く
 - (1) 会 長 1 名 (保護者から)
 - (2) 副会長 2 名 (保護者から)
 - (3) 書 記 2～3 名 (内 1～2 名は教職員とする)
 - (4) 会 計 2～3 名 (内 1～2 名は教職員とする)
2. 役員任期は、1 年とする。但し再選は差し支えない。
3. 必要に応じて顧問を置くことができる。顧問は総会の承認を得て会長が委嘱するが採決には加わらない。
4. 役員会は、役員及び校長・副校長・事務長をもって構成する。

(会計監査)

第 5 条

1. 本会は会計監査を 2 名置く。(保護者から)
2. 会計監査は年一回および必要に応じて会計を監査し、総会において報告をする。
3. 選出および任期は役員に準ずる。

(役員選出)

第 6 条

1. 役員は推薦委員会の選考、指名にもとづき、定期総会において選出される。
2. 推薦委員会は、役員会・常任委員会の中から互選された数名の委員ならびに学校側より P T A 担当の教員 2 名で構成される。なお、役員会・常任委員会の中から互選するにあたっては、新年度在校生または新入生を持たない委員を選出することが望ましい。
3. 推薦委員の選出は適切な時期に行い、これを会員に告示する。
4. 推薦委員会が指名する各役員候補は、定期総会の議案書により会員に通告する。

(役員の仕事)

第 7 条

1. 役員の仕事は次の通りとする。
 - (1) 会長は本会を代表し会務を統轄し、総会及び役員会等すべての集会を招集する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその仕事を代行する。
 - (3) 書記は本会の目的を達成するために必要な議事を記録し、事務の処理に当たる。
 - (4) 会計は本会のすべての金銭の収入支出を正確に記録し、総会において会計監査の監査を経て決算報告をする。

(総 会)

第 8 条

1. 総会は 5 月中に会長が招集し、事業報告および事業計画案の承認・予算の決定・決算の承認・役員承認・規約の改正その他重要な事項を付議し、議決する最高

議決機関である。総会は会員の過半数の出席により成立する。ただし、委任状の提出をもって出席にかえることができる。また、必要に応じ臨時総会を開くことができる。

(常任委員会)

第9条

1. 常任委員会は、役員・各委員会正副委員長・各委員会担当教職員及び校長・副校長・事務長をもって構成する。

(委員会)

第10条

1. 本会は次の委員会を置き、本会の目的のために活動する。
成人委員会・広報委員会・保健委員会
2. 各委員会は、各学級より選出された委員と担当教職員で構成する。委員長1名・副委員長2名を互選し、委員会の運営にあたる。
3. 年に数回、全委員・常任委員による合同委員会を開催する。緊急必要の場合には合同委員会をもって総会に代えることができる。ただし、その場合の決議は出席者の過半数をもって定め、決定事項は全会員に通知するものとする。

(経費)

第11条

1. 本会の経費は会員の会費・寄付金およびその他の収入をもって充てる。ただし、会員の会費は総会において決める。

(会計年度)

第12条

1. 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(個人情報取扱規則)

第13条

1. 本会が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利、利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベースの取扱いについて定めるものとする。
2. 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。
3. 本会における個人情報データベースの管理者はPTA会長とする。
4. 本会における個人情報データベースの取扱者はPTA役員・常任委員・推薦委員とする。
5. 個人情報データベースの管理者、取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
6. 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

附 則

1. 規約の改正は総会の決議による。
2. 本規約は改正の日より施行する。
この規約は、平成8年4月1日より施行する。
平成11年5月15日より施行する。
平成18年5月19日より施行する。
平成20年5月16日より施行する。
第4条1項(4)の一部を改め、
平成28年5月27日より施行する。
第13条を加え、
平成30年5月25日より施行する。
第6条3項の一部を改め、
令和元年5月30日から施行する。